

天の川沿岸 土地改良だより

第34号
平成19年8月1日
米原市飯12-3
水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)
☎ 0749-52-0067 (代)
FAX 0749-52-3871
E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp



施工前



施工後



事務所より運転状況等を監視

水管理施設天の川揚水機場中央管理所更新整備完了

昨年度、県営農業用水再編対策事業により天の川揚水機場の水管理施設が更新整備されました。これに伴い、遠方監視制御システムが強化され、当改良区事務所でもポンプの運転状況や各分木工の用水使用状況等を監視できるようになりました。



改良区だより

発刊のご挨拶

理事長 徳田 満夫

厳しい暑さが続いており、組合員の皆様にはご健健のこ
とと存じます。土地改良だよりの
発刊にあたり一言ご挨拶を申し上
げます。

日頃は組合員の皆様には、ご
支援、ご協力をいただき厚くお礼
申し上げます。

さて、日本の農業におきまして
は少子化・高齢化により、危機的
な現状であります。国においては
「経営安定対策大綱」が発表され、
このような中で平成19年度より農
政の改革元年と名付けて一大改革
が施行されることになりました。
価格政策から所得政策に、個々の
農家から担い手農家の保護を目的
とした、いわゆる農政三法による
「米政策改革推進対策」「品目横断
的経営安定対策」「農地・水・環
境保全向上対策」が一体的に全国
で展開されています。

県においても「世代をつなぐ農
村まるごと保全向上対策」と名付
けて滋賀らしい「農地・水・環境
保全向上対策」の取り組みを発表
されました。農地や農業用水など
は農産物の生産だけでなく琵琶湖
をはじめ豊かな農村環境づくりの
ため、生態系や心なごむ田園風景
を育みます。農村には農家以外の
多くの方が暮らす今日、地域住民
は総て恩恵を受けているのです。

地域住民の共有の財産であるとい
う認識をもって美しい田園風景を
後世に継承するため、みんなの手
で維持管理・保全に取り組んでい
ただくものであります。

県下では3分の2の集落がこの
事業に参入されます。当土地改良
区管内では、近江地区の7集落が
ご賛同いただき本年4月より平成
23年度までの5カ年間ご活動いた
だき、その成果が期待されるとこ

ろです。また、農家の皆様におい
ては、化学肥料・農薬を50%以下
に減少させ、環境こだわり農業に
取り組み、安全・安心な米作りに
取り組んで戴いています。

さて、平成19年度の事業であり
ますが、県営農業用水再編対策事
業でポンプの整備も終わりました
ので、19年・20年度に向け未改修
地区の用排水路の整備に努力して
まいります。

団体営地域用水機能増進事業も
平成21年度で終了となり残事業の
執行のため、最終調整に入ってい

ますが、地域の皆様方のご協力で
事業を進めてまいります。

その他、田園水循環支援事業、
国営造成施設管理体整備促進事
業、21世紀土地改良区創造運動、
魚のゆりかご水田プロジェクト等
に取り組んでまいります。

今年も多くの事業の執行に役職員
一丸となり取り組んでまいりますの
で、組合員皆様より一層のご支援
ご協力をお願いいたします。

最後に皆様方のご健勝とご多幸を
ご祈念申し上げます。ご挨拶とい
たします。



新任ごあいさつ

湖北地域振興局環境農政部

田園振興課長 若松 政利

天の川沿岸土地改良区組合員の
皆様におかれましては、ますます
ご清祥のこととお喜び申し上げます
。日頃は、農業農村整備事業の
推進に格別のご理解とご協力をい
ただいておりますことに厚くお礼
申し上げます。

本年4月に田園振興課長を拝命
しました。湖北地域の事業の推進、
農業農村の振興に努力をして参り
ますので、皆様方のご支援ご協力
をよろしくお願い申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢は大
きな転換期を迎えています。国に

おいては経営所得安定対策等大綱が制定され、平成19年度からは「品目横断的経営安定対策」ならびに、これと車の両輪をなす「農地・水・環境保全向上対策」が始まりました。

県におきましても、新たに「しがの農業・水産業新戦略プラン」を策定し、この大きな農政の転換に即した農業農村振興策を展開することとしています。

この施策の柱の一つである「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」は、本県でこれまで取り組んできました「みずすまし構想」や「環境こだわり農業」をより一層推進するため、農地や農業用水などを地域や集落が一つになつて保全する共同活動と環境こだわり農業とを一体的に実施していただくもので、次代を担う子どもたちに、農地や農業用水がきちんと守られ、人も生き物も元気で、自然豊かな心やすらぐ、持続可能な農業・農村の実現を目指し、引き継いでいこうとするものです。

当土地改良区の地域では、県営農業用水再編対策事業により基幹水利施設の整備を進めています。一方、水や緑の豊かな自然、歴史

的遺産や伝統文化などの貴重な地域資源を再評価し、地域の魅力を発信するため、土地改良区を中心に種々の取り組みをさせていただいています。

これらの取り組みには、皆様方との連携と協力無くしてはなしえないものと考えております。さらなる工夫、知恵と汗を出して活力

ある農村づくりに努めますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

最後になりましたが、天の川沿岸土地改良区のますますのご発展と組合員の皆様のご健勝を祈念いたしましてごあいさつといたします。

第53回通常総代会開催

第53回通常総代会が去る3月16日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代40名中35名の出席のもと、来賓に湖北地域振興局田園振興課若林課長ならびに米原市経済環境部野一色部長のご臨席を賜り、議長に寺倉の音居桑治氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とお可決、承認されました。

第1号議案 平成17年度事業報告の承認について

第2号議案 平成17年度一般会計収支決算の承認について

第3号議案 平成17年度特別会計収支決算の承認について

第4号議案 平成17年度財産目録の承認について

第5号議案 平成18年度事業計画変更の承認について

第6号議案 平成18年度一般会計収支補正予算の承認について

第7号議案 平成18年度特別会計収支補正予算の承認について

第8号議案 平成18年度特別会計（地域用水機能増進事業）の繰越事業費の承認について

第9号議案 平成19年度事業計画の議決について

第10号議案 平成19年度一般会計収支予算の議決について

第11号議案 平成19年度特別会計収支予算の議決について

第12号議案 平成19年度役員報酬決定の議決について

第13号議案 平成19年度賦課金の額、徴収期日及び徴収方法の議決について

第14号議案 平成19年度一時借入金金の最高限度額及びその借入方法の議決について

附 帯 決 議

平成19年度改良区の概要

(H19.4月現在)

組合員数 1,847名

地区面積 702.4ha

県営農業用水再編対策事業

平成18年度に県営農業用水再編対策事業で完了した工事として、天の川揚水機場の関係では平成17年度に引き続き残りの2台のポンプの改造を加えた整備ならびにモーターの整備が実施されました。合わせて息長揚水機場の2台のポンプ・モーター整備も完了しました。

また、水管理施設については、天の川揚水機場にある中央管理所の更新整備が実施され、パソコン等最新機器による監視制御システムが整いました。これまで送水圧力の監視が不十分であったら箇所等の分水路について監視の精度が高まるとともに、息長・番場の揚水機場のバルブ調整も天の川揚水機場から遠隔で操作が可能になり、これらの状況を事務所においてパソコンで把握できるようになるなど、これまで以上にきめ細かな揚水の監視制御が可能になりました。

その他、長沢地区において送水管路の整備延長工事、また、世継地区や朝妻筑摩地区で前年度に引き続き排水路補修工事が地域用水機能に配慮した形で実施されました。これらの工事に伴い、ご協力をいただきました隣接地権者、耕作者の皆様をはじめ集落内の調整

等お世話になりました役員の方々に対し心よりお礼を申し上げます。

本年度は、各分水路のバルブの塗装や補修整備、水路の関係では新庄地区から市役所近江庁舎前を通り顔戸地区にかけて支線水路の整備、岩脇地区の左岸幹線水路の補修整備、排水路の関係では上多良地区や中多良地区から朝妻筑摩地区へかけての路線、また飯地区から世継地区にかけてそれぞれ排水路整備を進めていただく予定です。各工事とも関係地域の皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



世継地区排水路整備



天の川揚水機場ポンプ整備



天の川揚水機場モーター整備



改修前

朝妻筑摩地区 排水路補修工事



改修後

地域用水機能増進事業は平成21年度にて事業完了となります。昨年度は、補完ハード事業として岩脇地区において用水路沿いに親水性に配慮した洗い場の設置工事や新庄地区や顔戸地区で分水ゲートの設置工事を実施しました。本年度は世継地区の排水路沿いにおいて親水性に配慮した洗い場の整備ならびにゲート整備工事、送水管吐出口の改良工事等を予算と調整した上で、実施する予定です。

ソフト事業は、集落で整備したポケットパークに藤棚を設置されたのははじめ、素堀水路の景観づくりや用水路の簡易洗い場の設置、県営農業用水再編対策事業で改修された施設の周辺で植栽作業、親水水路施設での管理・清掃作業の活動など、各集落で様々な活動、取組みが行われました。事業完了に向けて、施設の管理体制を整え、更に各集落の状況にあった活動や、更に一層工夫された取組みを進めていただきたいと思います。

地域用水機能増進事業
— 事業終盤に向け様々な取組みを —



能登瀬地区植栽作業



樋口地区左岸幹線水路沿いのポケットパークにて植栽作業



宇賀野地区景観水路づくり



上多良地区藤棚設置作業



改修前

岩脇地区
親水性洗い場工事



改修後

ゴミの発生源調査について



昨年の11月下旬から12月上旬にかけて、顔戸井堰水系の水路において、各集落の方々にご協力をいただき集落の上・下流にそれぞれスクリーンを設置してゴミの発生源調査を実施いたしました。

朝と夕方にスクリーンに引っかかったゴミを取っていただき、どのようなゴミが流れてきているか、ゴミの量や種類を写真とともに記録して適正に処分していただきます。

ペットボトル、ビニール・ナイロン系、発泡スチロール、空き缶、刈り草、野菜・野菜クズ、弁当カラ、菓子袋、古着、花（仏花と思われる）、タバコの吸い殻等々たいへん多くのゴミが確認されました。これまでゴミは上流から流れてくるので仕方ないという話もありましたが、天野川から入ってくるゴミは極少量だということが今回の調査で分かりました。今回は道路沿いの水路がほとんどでポイ捨て等も多いと思われるが、明らかに集落の中から流れてきたと推測されるゴミもかなりあり

りました。集落内で発生したゴミを水路に流さないように心がけるだけでもかなりの減量につながるのではないのでしょうか。ゴミは水に流せばいいという考えや悪習慣を捨てましょう。なお、ゴミの調査については、今後も別の地域や水系で実施していく予定です。

- ・水路にゴミを捨てないでください。
- ・刈った草や洗った野菜のクズは、下流へ流さないように工夫しましょう。
- ・水路沿いで風で飛び散るようなビニール・ゴミ等は、個々で気をつけましょう。

これらのゴミについては、地域の方々のご協力により処理していただいております。

私たちの大切な財産でもある水路等は、私たちの手で守っていかねばなりません。ゴミのないきれいな施設きれいなまちは、みんなの願いです。



節水に努めてください。

水はみんなの大切な資源です。有効に使い節水に努めてください。

田んぼに水が入ればなしになつていませんか？

排水路へ水が落ちていませんか？

畦畔から漏水はありませんか？

水の出ない所や届かない所がないように、お互いに協力しましょう。

気をつけてください！

給水バルブ操作時の注意事項

圧力により管が突然抜けたら、ステンレスカバーに亀裂が生じ怪我をされる恐れがありますので、開閉操作には十分注意をしてください。

・水を出す時は、ハンドルをゆっくり回しましょう。

・バルブには、顔を近づけないようにしましょう。

・ステンレスカバー等の部品は改良区（有料）にあります。

世代をつなぐ農村まるごと 保全向上対策始まる!!

平成19年度より「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」（滋賀県版の農地・水・環境保全向上対策）がいよいよ始まりました。当土地改良区管内では、能登瀬・新庄・顔戸・長沢・宇賀野・飯・世継の7集落が採択を受け、各集落とも活動組織を立ち上げ、実践に向けた取組み体制の整備や活動計画の立案等を行い、米原市と協定を結んで、様々な実践活動が展開されています。

この対策は、農村をまるごと保全する共同活動として

- ・農地・農業用水などの資源の適切な保全管理
- ・濁水ゼロに挑戦し、水田からの負荷削減を実現する取組み
- ・豊かな田園の生きものを育む取組み
- ・心なごむ田園景観を守り育てる取組み
- ・用水路や排水路などの施設を長持ちさせる取組み
- など項目毎の各種活動について

一定の基準をみたした計画に基づき実践活動を行います。

さらに、集落によつては地域の環境保全に向けたまとまりのある先進的な営農活動と農業排水対策を実施されます。

住民が一体となつて地域の財産である農地・水路等の資源や農村環境の保全・向上を図るための活動を実施することで、地域の連携を深めるとともに、子供たちから高齢者まで生き生きと暮らす豊かな農村創りにつながるものと思えます。



魚道施設設置

昨年の12月、国の農村景観・自然環境保全再生パイロット事業の支援を受け、長沢地区において住民施工により排水路に魚道施設が設置されました。

今回は、従来あつた魚道施設の位置より下流に設置したことにより魚のゆりかご水田も増えることになり、また定期的な降雨もあつて、多くの魚類が水田まで遡上し無数の稚魚が確認されました。

尚、6月にこの排水路において、子供たちや地域住民等を対象に魚類観察会が実施され、コイ・フナ・カネヒラ・カワムツ・オイカワ・タモロコ・ゴリ・ドジョウ等多くの魚類が確認されました。



土地改良事業 功労者表彰

去る6月26日、滋賀県土地改良事業団体連合会湖北支部の土地改良事業功労者表彰が行われ、理事の相山俊雄氏、北村善男氏が受賞されました。おめでとうございます。

湖北支部長表彰

改良区理事

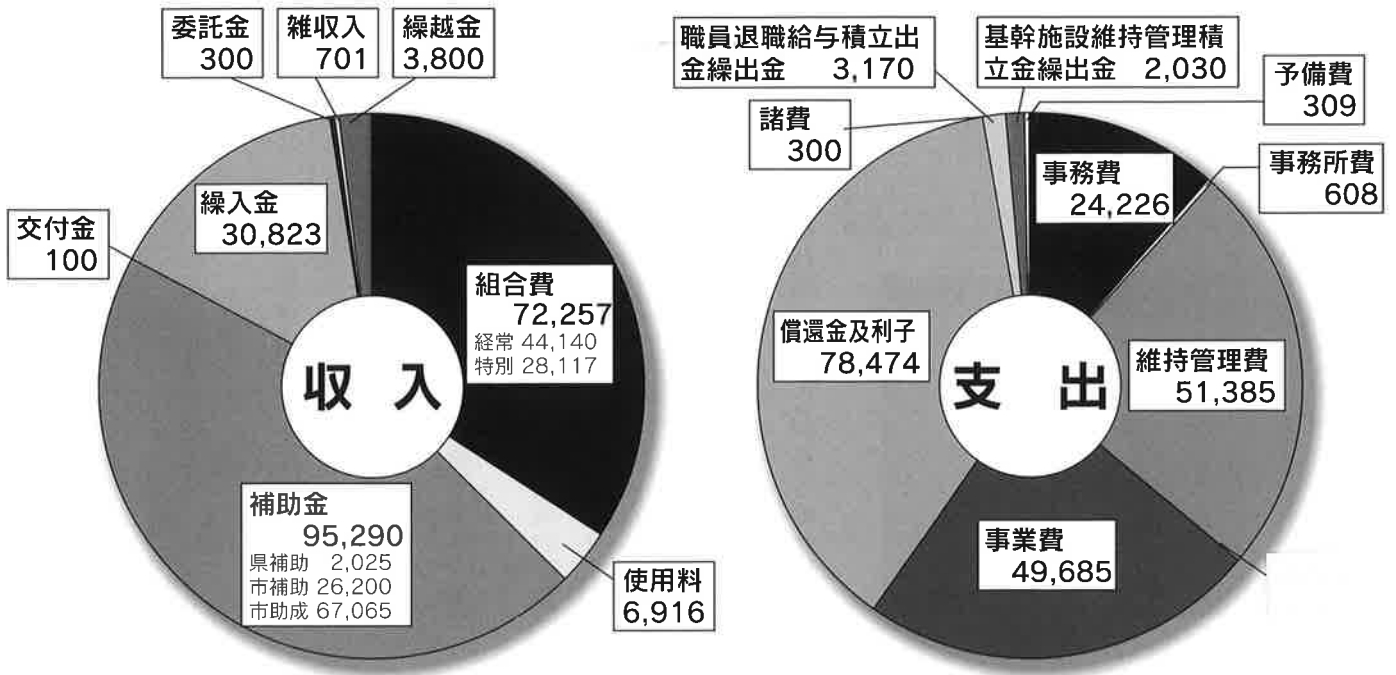
相山 俊雄氏

改良区理事

北村 善男氏

平成19年度一般会計収支予算

総額 2億1,018万7千円



(単位：千円)

平成17年度収支決算

一般会計

(円)

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	72,189,960	1. 事務費	23,473,135
2. 使用料	5,798,993	2. 事務所費	83,500
3. 補助金	84,610,364	3. 維持管理費	53,287,906
4. 交付金	14,900,000	4. 事業費	42,423,600
5. 繰入金	23,958,000	5. 償還金及利息	79,072,702
6. 委託金	2,838,600	6. 諸費	212,876
7. 雑収入	1,585,437	7. 職員退職給与積立金繰出金	3,770,000
8. 繰越金	3,456,754	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	4,400,000
合計	209,338,108	合計	206,723,719

特別会計残高

(円)

農地転用	240,148,220
職員退職給与積立金	36,831,628
基幹施設維持管理積立金	57,536,679
土地改良施設財産処分積立金	20,513,404
事務所維持管理積立金	28,826,858
増加維持管理基金	108,822,600
地域用水機能増進事業	6,215,391
合計	498,894,780

差引2,614,389円を平成18年度へ繰越



平成19年度 賦課金額

1. 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

① 農業用水再編対策事業賦課金 (10アール当り)

地区	単価	付記
かん排地区	2,500円	普通・特別地区を除く全域
普通地区	2,500円	下丹生・枝折・河南・樋口 下多良・中多良の市街化区画整理区域
特別1地区	1,300円	樋口の一部・三吉の一部 舟崎の一部・宇賀野の一部
特別2地区	1,300円	樋口の一部

② ほ場整備事業賦課金

(ほ場整備償還金：10アール当り)

工区	単価	工区	単価
宇賀野	11,750円	高溝顔戸	14,240円
世継	11,630円	能登瀬	17,570円
長沢	10,470円	新庄箕浦顔戸	15,360円
飯	14,150円	日光寺	34,360円
朝妻	9,310円	多和田	36,890円
筑摩	9,750円	蒲原	17,500円
中多良	11,390円	寺倉	19,110円
上多良	11,630円	西円寺	25,750円
番場	16,860円	岩脇	30,370円

③ ほ場整備事業経常費：ほ場整備償還継続地 150円 (10アール当り)

平成19年度 農地転用決済金

(10アール当り)

地区	金額
かん排地区	457,900円
普通地区	192,200円
特別1地区	86,000円
特別2地区	120,800円

必ず届出をしてください！

組合員資格等に変更があった場合は、土地改良区に所定の用紙があり
ますので必ず届出をしてください。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合
- 組合員の住所が変わった場合

農地転用をされる場合も必ず届出をしてください。
改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する
場合または田を畑に転換する場合は、必ず届出されると共に、
決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることとなります。

繰り上げ償還受付

ほ場整備事業費の繰り上げ償還を
希望される方は、当改良区へ10月末
日までにお申し込み下さい。

21世紀創造運動推進中

各小学校や関係機関と連携を図りながら、ニゴロブナの稚魚放流体験学習会や水生生物観察会等を実施しました。子供たちが、少しでも水の大切さや環境問題等に関心を持ってくれることを願います。



息長小5年生水生生物観察会



米原小2年生稚魚放流体験



坂田小5年生による稚魚放流体験



飯子供会親魚放流体験



生きもの調査



長沢お魚観察会

すべての人の人権が尊重される 社会の実現を目指して

私たちは、家庭、学校、職場、地域社会など、人と人の交わりの中で、だれもが幸せな生活を送ることを望んでいます。しかし、私たちの社会には、依然として、さまざまな人権問題が存在しています。

今、私たちに求められているのは、すべての人の人権が尊重される社会を実現することではないでしょうか。そのためには、私たち一人ひとりが身近なところから改めて考えてみて、そして、できることから行動していくことが大切です。

組織図

